参考資料

追加６品目の判断基準

<table>
<tr><th>分類</th><th>追加品目</th><th>判断の基準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">物品
（4 品目）</td><td>パンチラベル</td><td>○紙の原料は古紙ﾊﾟﾙﾌﾟ配合率５０％以上であること。</td></tr>
<tr><td>消火器</td><td>○消火薬剤に、再生材料が重量比で４０％以上使用されていること。</td></tr>
<tr><td>ﾀﾌﾃｯﾄﾞｶｰﾍﾟｯﾄ</td><td>○未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で１０％以上使用されていること。</td></tr>
<tr><td>ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ</td><td>同上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公共工事
（2 品目）</td><td>電気炉酸化ｽﾗｸﾞ骨材</td><td>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。</td></tr>
<tr><td>再生材料を用いた舗装用ﾌﾞﾛｯｸ類ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ</td><td>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。
②再生材料が原材料の重量比で２０％以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。

別表
<table>
<tr><th>再生材料の原料となるのもの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr>
<tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td rowspan="2">溶融スラグ化</td></tr>
<tr><td>下水道汚泥</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

※環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 17 年 2 月 8 日一部変更閣議決定）資料から抜粋（環境省）